

都市再生特別措置法

第十九条

- 2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であって当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。
- 7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 北海道知事
- 三 札幌市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 北海道知事
 - 三 札幌市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者